



指定介護老人福祉施設に対する行政処分について

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第92条第1項第4号の規定により、次のとおり、指定介護老人福祉施設の指定の一部の効力を停止しましたので、お知らせします。

1 事業概要等

- (1) 法人名 社会福祉法人豊寿会
- (2) 法人所在地 呉市豊町大長字小長6000番地
- (3) 代表者 理事長 田中 圭次
- (4) サービス種類 介護老人福祉施設
- (5) 対象事業所名等

事業所名	事業所の所在地	事業所番号
特別養護老人ホーム豊寿園	呉市豊町大長6000番地	3473900391

2 処分内容等

- (1) 処分通知年月日
令和7年9月25日
- (2) 処分の内容
指定の一部の効力停止3か月（新規入所者の受入停止）
- (3) 効力発生日（期間）
令和7年10月1日から令和7年12月31日まで
- (4) 処分の理由
人格尊重義務違反（法第92条第1項第4号）
 - ア 食堂ホールにて、介護職員が、椅子に座った入所者の体の向きを直す際、入所者を強く揺さぶる行為があった。
 - イ 脱衣所にて、介護職員が、嫌がる入所者の衣類を無理やり引っ張り、脱衣させる行為があった。
 - ウ 浴室にて、介護職員が、シャワー椅子に座った入所者の体を洗う際、嫌がる入所者の顔にシャワーをかける行為があった。